

# 中越沖地震の被災者支援制度とその周知について

## —被災者生活再建支援法改正と中越沖地震復興基金—

長岡技術科学大学 生物系 木村 悟隆

### 1. はじめに

地震災害からの復興の唯一の目標は、個人の住まいの復興であり、そこに住み続ける生業の復興である。そして、公的支援制度は、住まいの復興の重要なキーである。2007年11月に被災者生活再建支援法が改正され、個人の住宅の再建にも支援金が使える様になった。また、中越沖地震復興基金のメニューも逐次追加されている。現段階での支援制度とその周知に関して、能登半島地震の被災地とも比較しながら整理したい。

別紙に、中越沖地震の支援制度に関して、筆者が住民向けの説明に整理したものを添付するので参考にして欲しい。なお、制度とその運用は逐次変化する。行政の公式発表でないものも以下の文章には含まれているので注意されたい。

### 2. 改正被災者生活再建支援法<sup>1)</sup>

所得制限と使途制限を撤廃し、住宅本体の補修や再建に支援金を使える様にした改正法が2007/11/9に衆議院本会議で可決成立した。12/14に、改正支援法、同施行令、施行規則が施行されている。全壊の場合、り災証明により定額分の100万円が支払われる（基礎支援金）。また、住まいの再建方法により、新築／購入なら200万円、補修で100万円、賃借（公営住宅除く）で50万円が支給される（加算支援金）（契約書等が必要）。ここに、能登半島地震の被災者が誤解した「現金支給」が実現した。一方で、一部損壊、半壊には依然として国の支援金は支給されない。宅地の地盤災害が酷い中越沖地震では、なお住宅再建の支援とし

ては不十分である。

世帯分離については、改正前後で大きく変更になっている。改正前は、所得税法あるいは保険の扶養関係に無ければ、同じ家に住んでいても別々の世帯とみなすことが出来た。支援金支給に所得制限があるため、これを緩和するための方策とみなせよう。改正後は、住民登録が別であるか、同一の場合は、公共料金を別々に支払っていることが条件になっている（H19/12/14付 府政防第880号）。

改正後は、一部損壊でも、宅地に被害があり、解体せざるを得ない場合、全壊とみなして、全壊と同じ額の支援金が支給される（改正前は、半壊まで）。しかし、宅地被害をどういう場合に認定するか、2008年1月末現在で、未だ国からの通達が無く、運用が決まっていないとのことである。

また、支援法では、概ね6ヶ月を越える避難の場合、長期避難世帯とされ、家の被災状態を問わず、全壊扱いとして支援金が支給される。これについては、現在、新潟県と国が折衝中と聞いている。

内閣府のホームページに、概要ならびに支援法、施行令、施行規則が掲載されているので参照されたい<sup>1)</sup>。

なお、広報かしわざきによれば、県の上乗せ制度も支援法改正に伴い、使途の制限を外すことである<sup>2)</sup>。

### 【参考】

H19/12/14付 府政防第880号（抜粋）

5 世帯の定義

(1) 世帯とは、社会生活上の単位として、住宅及び生計を1つにする者の集まり又は 独立して生計を維持する単身者をいうものとすること。

(2) 赴任先で被災した単身赴任者についても1つの世帯として取り扱うものとするが、生活の本拠が移転していないと認められる場合には、この限りでないこと。

(3) 1つの建物に居住しているが、生計を異にしていると認められる者についても、別の世帯として取り扱うものとするが、この場合には、災害発生時点で別の世帯として住民登録が行われていることを原則とし、住民登録上は同一世帯とされている場合には、公共料金の契約が別に行われている場合など生計が別であることを確認できる場合に限り、別の世帯として取り扱うものとすること。

### 3. 宅地の復旧への支援

**【新潟県中越沖地震復興基金】**<sup>3)</sup> 宅地の地盤災害への支援として、「被災宅地復旧工事」<sup>4)</sup>がメニューになっている。400万円までは1/2. 400万円を越える部分については2/3が補助される。しかし、住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）等の融資が受けられない者、というのが条件になっており、所得や年齢が壁となって、この制度を使えない被災者も多い。多くの住民が利用できるよう、こうした制限を撤廃して欲しいと思う。なお、中越地震復興基金では、長期避難した者については、無条件で被災宅地復旧工事を使うことが出来た。旧山古志村では、非常に多く適用されたと聞いている。

**【国制度での支援】**柏崎市の山本団地は、地震で団地の宅地全体が大きな被害を受け、現在も避難勧告が継続中である。大規模盛土造成地滑動崩落防止事業が、初めて適用された。本来、宅地造成の際に適用される事業が、地震後の復旧に使われるという点でも、特別なケースである。地元負担も大きい事業であるが、柏崎市、復興基金も支出するため、住民一世帯当たりで計算するとその支出は、100万円以下と小さい。しかし、個々の宅地内については、住民負担で

ある。それ以外の地域では、「災害関連地域防災がけ崩れ対策事業」が40カ所以上適用されたと新聞で報道されている<sup>5)</sup>。裏山の崩壊の心配で、家が大丈夫でも住めなかつたり、その地に再建するのを諦める人がいる。個人が陳情すべきなのか、町内で複数箇所をまとめて陳情するか、陳情するとしたら、どの法律や通達に絞るか、どうしたらよいか被災者の方々は分からず困っている。悩んでいる。裏山が崩れる恐れがあり、家が大丈夫なのに住めず、車庫を改造して一家住んでいるという話を聞くと胸が痛む。

### 4. 神社の復旧への支援

中越地震では新潟県中越大震災復興基金<sup>6)</sup>の設立後1年経って、神社の修復にも補助が出る様になり<sup>7)</sup>、地域コミュニティーの維持に貢献した。中越沖地震復興基金では、未だに、神社の復旧への支援メニューは無い。春祭りまでには何とか直したい、という住民の声は発災直後から聞いている。早急なメニュー追加を望む。

### 5. 支援制度の周知

柏崎市では生活支援相談員はこの様な活動には携わっていない。柏崎市復興支援室に聞いた所、地域の住民の要請があれば、集会所等で説明会を開く、また、徐々に各地域に相談窓口を作る旨聞いている。中越地震の時の旧長岡市の対応と比較しても、住民への周知の手立てが早く、評価出来る。

柏崎市は、HPが2003年に民間企業による「自治体サイト・ユーザビリティ調査」で1位を獲得しており、ネット上で情報発信が過去のどの被災地よりも優れている<sup>8)</sup>。

また、同時に印刷物をこまめに回観し、配布している。こうした被災者への迅速な情報提供は、今後の被災地行政の参考となろう。しかし、それだけでは十分理解出来ないのが現実である。

私と中越地震の元生活支援相談員の方とで、発災後関わっている2地区で、支援制度の説明を行なった。若い世代は、市役所にも何度も問い合わせ、かなり理解している。一方、高齢者は、なかなか理解が難しい。心理的に落ち込んでいる中で、聞いた事のない言葉に戸惑っている。市役所からは、沢山の資料が配布されている。内容も中越地震の被災自治体と比較して、非常に分かり易い。しかし、持っているが自分に当てはまるのはどれか、理解出来ない人が数多く居る。申請しないと貰えないお金があることを理解してもらうのがスタートラインである。速報版でも述べた様に、理解出来なくても、同じ被災状況の人が、等しく支援を受けられる仕組みの整備が肝要である。通常の行政の「申請主義」では、被災者支援には不十分である。

刈羽村の様に小さい役場の場合には、複雑な支援制度を理解し、運用する能力を持つ職員が十分にいるかも問題の様に思われる。

なお、新潟県HPの中越沖地震に関する情報は、2007年11月以降、殆ど改訂されておらず、改正支援法による改正点が述べられていない<sup>9)</sup>。県独自の支援法の上乗せ経費について、どの様に運用を変更するかについても記述がない。県がどのように被災者支援を行なったか、HP上でその経緯をつまびらかに明らかにしておくことが、次の被災地や被災者にとって参考になる。中越地震に比べて、明らかに情報提供が劣っていると言わざるを得ない。早急な改善を望みたい。

## 6. 能登半島地震の被災地との比較

改正支援法は、能登半島地震にも遡及適用された。発災から改正まで、8ヵ月経たため、既に旧法の下で、支援金を使い切った人も多い様である。生活関連経費は使途が限られているため、必要な無い物品を購入してしまった、という声を聞く。一方、居住安定経費は、輪島市では解体費用を住家／非住家問わず市が負担し

たため、また賃貸住まいが少ない土地柄でもあるため、改正前の利用率は、報道によると10%未満である。改正法により、この部分を住宅再建に充てる被災者が増えることであろう。なお、石川県独自の上乗せ制度には変更が無く、旧支援法の生活関連経費と居住安定経費の区分を残している。

制度の周知は、柏崎市が11月の改正法成立と共に、HPにQ&Aを載せたのとは対照的にかなり遅れた。輪島市では、当初は、市役所に聞きに行った住民に対して、新しい制度を教えていた。その後、区長単位での説明会が開催され、更に、新制度のパンフレットの配布、HPへの掲載がされている<sup>10)</sup>。残念ながら、制度改正から一連の周知までに一ヶ月以上の空白があった。この様な空白があると、マスコミ報道に被災者が振り回される。被災者支援の制度は極めて複雑であり、マスコミは十分に理解していないのが実情である。行政からの迅速な支援情報が不可欠である。

## 7. おわりに

11月の被災者生活再建支援法改正は、被災者に大きな希望を与えた。しかし、みなし全壊が適用される場合を除き、大規模半壊以上でないと対象にならない。また、宅地被害に対する復旧の助成制度は不十分である。さらに、様々な支援制度が充実すればするほど、理解出来る人と出来ない人、上手に利用できる人と出来ない人の格差も広がる。災害の度に少しづつ支援制度が拡充される一方で、制度を周知し、その利用を支援する仕組みの整備が今後求められる<sup>11)</sup>。

改正支援法の下で、どのように住まいの復興に支援がなされたか、被災自治体は、県、市町村ともに、可能な限り書き残して、未被災地に伝える必要もあろう。

## 文献

- 1) 改正被災者生活再建支援法について、内閣府防災情報のホームページに条文がまとめられている。  
内閣府防災情報 被災者生活再建支援法  
<http://www.bousai.go.jp/hou/shiensya.html>
- 2) 広報かしわざき平成19年12月20日号 (No. 963)  
<http://www.city.kashiwazaki.niigata.jp/kouhou.html>
- 3) 新潟県中越沖地震復興基金  
<http://www.chuetsu-oki-kikin.jp/>
- 4) 新潟県中越沖地震復興基金 被災宅地復旧工事  
<http://www.chuetsu-oki-kikin.jp/jigyou/k3/041/index.html>
- 5) 国土交通省 新潟県中越沖地震における特例措置  
[http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha07/05/051220\\_.html](http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha07/05/051220_.html)
- 6) 新潟県中越大震災復興基金  
<http://www.chuetsu-fukkoukikin.jp/index.html>
- 7) 新潟県中越大震災復興基金  
地域コミュニティ施設等再建支援  
<http://www.chuetsu-fukkoukikin.jp/jigyou/01/017/index.html>
- 8) 柏崎市  
<http://www.city.kashiwazaki.niigata.jp/>
- 9) 新潟県平成19年(2007年)新潟県中越沖地震関連情報  
<http://www.pref.niigata.lg.jp/bosai/0716jishin.html>
- 10) 輪島市 能登半島地震 輪島市災害情報  
<http://www.city.wajima.ishikawa.jp/noto-jishin/noto-quake.htm>
- 11) 木村 悟隆, “支援制度の周知と生活支援相談員の役割”, 新潟県中越沖地震 地震災害調査団報告書(速報版), 長岡技術科学大学新潟県中越沖地震災害調査団, pp.53-55, 2007.

-1-

## 中越沖地震の支援制度について

長岡技術科学大学  
木村 悟隆

2008/1/9現在

※内容に誤りがある場合は責任を負いません。  
詳細は、新潟県、被災市町村の広報、ホームページを参照して下さい。

-2-

## 個人が使える4つの制度 一義援金以外は、申請しないともらえない一

	申請の必要	所得等の制限	り災証明	申請期限
義援金	無	無	半壊以上	(一県 一次配分)
応急修理制度	有	有	半壊以上、全壊でも可	2月末が目安 工事完了期限3/31
支援金	有	無	【国】大規模半壊以上(みなし全壊含む) 【県】半壊以上	【国】新制度の受付開始1/21(柏崎市) 「定額分」8/15まで受付、残りはH22/8/15まで受付 【県】国制度に合わせて改訂の見込
復興基金	有	有 (例外あり)	無 (例外あり)	昨年12月中旬から、順次受付開始

-3-

## 応急修理制度

- 半壊以上、全壊でも対象になる
  - 基礎、柱、屋根等(建物の構造)の修理
  - 家のジャッキアップ等も対象
  - 地震で壊れた部分の修理
  - 壁や置、障子、ふすま等は対象にならない(構造用合板による補強は対象になる)
- 支援金や義援金、自己資金を組み合わせて修理する

-4-

## 被災者生活再建支援法の「支援金」の改正点(国の支援金)

- 使途の制限が無くなった
  - 所得制限が無くなった
  - 現金がもらえる
  - 領収書は不要(他の制度で必要かも知れないので、取っておいて下さい)
  - 再建方法により、もらえる金額が異なる(建設・購入・補修・賃借)(契約書の写し等が必要)(※使い切らなくても返さなくてよい)
- 【注意点】
- 総額は変わらない
  - 支給されるのは、従来通り「全壊」「大規模半壊」「みなし全壊」、半壊だと出ない「みなし全壊」の適用を受けるには、解体前後の写真が必要でかつ、8/15以前に解体と支援金の申請手続きが終わっていること
  - 既に手続きしている場合  
残額がある場合:改めて手続きすれば、新制度の支援金として使える(2月中に市から通知される)。
  - 全て使ってしまった場合:追加の支給は無い

申請手続き等の詳細は、広報かしわざき1/20号に掲載される(柏崎市HPによる)

-5-

## 国の支援金(新制度)の手続きの要点

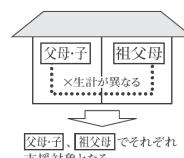
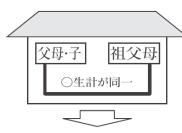
- 定額分(お見舞い金的なもの) 8/15までに申請  
全壊・みなし全壊·····100万円  
大規模半壊·····50万円  
※必要書類:り災証明書、世帯主の預金通帳、認印、運転免許証(身分証明書)。この段階では、契約書等の写しは不要。
  - 建設・購入・補修・賃借分 H22/8/15まで  
契約書等の写しが必要(つまり、それまでには再建計画が定まっている必要あり)  
建設・購入200万円 補修100万円 賃借50万円  
(全壊、みなし全壊、大規模半壊で同じ金額)
- ※既に再建計画まで定まっている場合は、一度に両方の手続きをして下さい。
- (必要書類については、[柏崎市復興かわら版12／20号](#)を参照した。)

-6-

## 国の支援金の世帯分離(改正前)

- 同一屋内に住んでいても、地震発生時に、扶養関係(所得税、保険)に無ければ、別々の世帯とみなされる。(単身の子どもの場合には困難)

※改正後は、世帯分離の基準に公共料金の支払いの分離が追加されたと聞いています。詳細は、各市町村の担当窓口にお問い合わせ下さい。



## 国の支援金の世帯分離(改正後)

(府政第880号 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について)

- 5 世帯の定義
  - (1)世帯とは、社会生活上の単位として、住宅及び生計を1つにする者の集まり又は独立して生計を維持する単身者をいうものとすること
  - (2)赴任先で被災した単身赴任者についても1つの世帯として取り扱うものとするが、生活の本拠が移転していないと認められる場合には、この限りでないこと。
  - (3)1つの建物に居住しているが、生計を異にしていると認められる者についても、別の世帯として取り扱うものとするが、この場合には、**災害発生時点**で別の世帯として住民登録が行われていることを原則とし、住民登録上は同一世帯とされている場合には、公共料金の契約が別に行われている場合など生計が別であることを確認できる場合に限り、別の世帯として取り扱うものとすること。

## 復興基金(1) 住宅

- 被災者住宅復興資金利子補給(住宅ローンの利子補給、所得によらず、誰でも使える!)
- 低コスト復興住宅支援(市町村長が認定・推奨する規格、定額180万円)(要綱は未発表)
- 高齢者・障害者向け住宅整備支援(最大 高齢者30万円、障害者50万円)
- 雪国住まいづくり支援(消雪設備、落雪式屋根等)(66万円まで)
- 県産瓦使用屋根復旧支援(85万円まで)(補助率1/2)
- 越後杉で家づくり復興支援(100万円まで)(補助率1/2)
- 住宅債務(二重ローン)償還特別支援
- 不動産活用型住宅再建資金融資(65歳以上あるいは市町村長が認める者、申請者が亡くなった場合に土地と建物は行政のものになる、1200万円まで融資)
- 民間賃貸住宅入居支援
- 親族等住宅同居支援

## 復興基金(2) 宅地

- 被災宅地復旧工事
- 宅地地盤災害復旧支援

## 復興基金(3) 宅地の詳細

- 被災宅地復旧工事(個人で宅地を直す場合)  
住宅金融支援機構等の融資が受けられない方  
工事費400万円まで…1/2を補助  
400万円を超える場合…2/3を補助
- 宅地地盤災害復旧支援(地域住民が共同して行う場合)(要綱は未だ発表されていない)  
<国補対象外の場合>  
(1)工事費・調査費基金3/4  
(2)補償費基金10/10

## 滅失届について

- 固定資産税は、毎年1月1日を基準として課税**されます。  
所有する家屋(建物)を平成19年中に取り壊した場合(一部取り壊しも含む)は早めに税務課へ滅失届を提出してください。
- 特に中越沖地震により、全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊の被害判定に係わらず家屋を取り壊した方(一部取り壊しも含む)は必ず「滅失届」の届出を行ってください。  
滅失届が提出されないと平成20年度も課税されることがあります。  
※逆に全壊等の判定でも、改修する場合は提出の必要はありません。
- 家屋が課税されているかどうか分からない場合は毎年納税通知書と一緒に送付している「課税明細書」を確認してください。  
また、法務局へ「建物滅失登記」をした場合は届出の必要はありません。

以上、柏崎市HP [家屋\(建物\)を取り壊した方は滅失届を忘れずに](#)

## ひまわり弁護士

- 震災に伴う様々な法律的な問題の無料相談

震災復興をめざす  
中越ひまわり基金法律事務所  
(杉岡麻子弁護士)

所在地: [新潟県長岡市幸町3丁目4番12号](#) 中川ビル2階(長岡市役所近く)  
電話: 0258-39-2611(予め電話で予約して下さい)